

消費税の転嫁対策特別措置法 5つのポイント

消費税率引き上げにあたって、事業者が注意するポイントを2回にわたって解説します。今回は、「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」および「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」について解説します。

～はじめに～

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が引上げられる予定ですが、この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「転嫁対策特別措置法」といいます。）が成立しました。転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。

なお、ここに記載する内容は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」でもわかりやすく解説しておりますので、併せてご参照ください。

（日商HPからダウンロードいただけます。 <http://www.jcci.or.jp/sme/2013/0628152337.html>）

※ 法律の適用例等詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの今後の情報に注目しましょう。

消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

～減額・買ったたき等が禁止されます～

転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることを禁止しています。規制の対象となる「特定事業者」は次の2つです。

- ①「大規模小売事業者」
- ②「資本金の額等が3億円以下である事業者」等から継続して商品又は役務の供給を受ける「法人である事業者」（大規模小売事業者を除く）

一方、保護される「特定供給事業者」は、特定事業者が①②のいずれであるかによって、以下のとおりの組み合わせになります。特定事業者が①の場合、特定供給事業者は、大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者となります。特定事業者が②の場合、特定供給事業者は、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。

また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。

①減額、買ったたき

（減額の例）本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること。

（買ったたきの例）原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること。

②購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

（購入強制の例）消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること。

③税抜価格での交渉の拒否

（例）税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること。

転嫁対策特別措置法のポイント

- ①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止
- ②消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告の禁止
- ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められる
- ④中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められる
- ⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化